

平成十八年法律第四十九号

公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 公益法人の認定等
第一節 公益法人の認定（第四条—第十三条）
第二節 公益法人の事業活動等
第一款 公益目的事業の実施等（第十四条—第十七条）
第二款 公益目的事業財産（第十八条）
第三款 公益法人の計算等の特則（第十九条—第二十三条）
第四款 合併等（第二十四条—第二十六条）
第二節 公益法人の監督（第二十七条—第三十一条）
第三章 公益認定等委員会及び都道府県に置かれる合議制の機関
第一節 公益認定等委員会（第三十二条—第四十一条）
第二款 諮問等（第四十三条—第四十六条）
第三款 雜則（第四十七条—第四十九条）
第二節 都道府県に置かれる合議制の機関（第五十条—第五十五条）
第四章 雜則（第五十六条—第六十一条）
第五章 罰則（第六十二条—第六十六条）
附則
第一章 総則（目的）
第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要なことなっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もつて公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。（定義）
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。

二 公益財團法人 第四条の認定を受けた一般財團法人をいう。

三 公益法人 公益社団法人又は公益財團法人をいう。

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であつて、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。

六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えると見込まれるものであること。

七 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。

九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第ニ項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。

十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。

十一 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるもの）に準ずる理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十二 会計監査人を置いているものであること。

十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受けた財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び

従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不當に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

十四 一般社団法人にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

イ 社員の資格の喪失に関する事項、

目的に照らし、不适当に差別的な取扱いをする条件その他の不當な条件を付していないものであること。

ロ 社員総会において行使できる議決権の目

数、議決権を行使することができる事項、

議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。

二 前号に掲げる公益法人以外の公益法人そ

の事務所が所在する都道府県の知事

ハ 国の事務又は事業と密接な関連を有する

公益目的事業であつて政令で定めるものを行うもの

イ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの

ロ 公益目的事業を二以上の都道府県の区域

内において行う旨を定款で定めるもの

ハ 国の事務又は事業と密

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人
二 独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
本 国立大学法人法（平成十五年法律第一百二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
ハ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十九号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
ト その他イからハまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人
十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

（欠格事由）

第六条 前条の規定にかかるわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財團法人は、公益認定を受けることができない。
一 その理事、監事及び評議員のうちに、次に記載する理由があるもの
イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該公益法人の業務を行つた理窟であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの
ロ この法律、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十三年法律第四十八号）以下「一般社団・財團法人法」といふ。若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七号及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に

関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれららの違反行為をしようすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）
四 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十九号）第二条第三号に規定する許認可等をいふ。以下同じ。）を受けることができないもの
五 国税又は地方税の滞納処分の執行がされてゐるものの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの（公益認定の申請）
一 名称及び代表者の氏名
二 公益認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。
三 前項の申請書には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に定めがある場合に限る。並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

（二）一定款
三 事業計画書及び収支予算書
四 当該公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする財産目録、貸借対照表その他の内閣府令で定める書類
五 第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類
（公益認定に関する意見聴取）
第七条 行政庁は、公益認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くものとする。
一 第五条第一号、第二号及び第五号並びに第六号第三号及び第四号に規定する事由（事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。）当該行政機関（以下「許認可等行政機関」という。）
二 第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの
四 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十九号）第二条第三号に規定する許認可等をいふ。以下同じ。）を受けることができないもの
五 国税又は地方税の滞納処分の執行がされてゐるものの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの（名称等）
（三）一定款
三 第六条第五号に規定する事由（国税庁長官、官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）
（四）一定款
三 前項の申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
四 第五条及び第六条（第二号を除く。）の規定は第一項各号に掲げる変更の認定について、第八条第一号（吸収合併に伴い当該変更の認定をする場合にあつては、同条各号）の規定は同項第二号及び第三号に掲げる変更の認定について、前項の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。
第五条 公益認定を受けた一般社団法人又は一般財團法人は、その名称中の一般社団法人又は一般財團法人の文字をそれぞれ公益社団法人又は公益財團法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。
一 前項の規定による名称の変更の登記の申請書には、公益認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。
二 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款に従い、その名称中に公益社団法人又は公益財團法人という文字を用いなければならない。）
三 前項の申請書には、その種類に従い、その名称中に公益社団法人又は公益財團法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
四 公益社団法人又は公益財團法人でない者は、その名称又は商号中に、公益社団法人又は公益財團法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（五）一定款
一 何人も、不正の目的をもつて、他の公益社法人又は公益財團法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
二 公益法人については、「一般社団・財團法人法第五条第一項の規定は、適用しない」。
（六）一定款
一 行政庁は、公益認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
（七）一定款
一 公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政府に届け出なければならない。
二 公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政府に届け出なければならない。
三 その行う公益目的事業の種類及び内容
四 その行う収益事業等の内容
（八）一定款
一 前項の申請書には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に定めがある場合に限る。並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

（九）一定款
一 公益社団法人又は公益財團法人は、その種類に従い、その名称中に公益社団法人又は公益財團法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

二 第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更

三 定款の変更（第十一条第一項各号に掲げる変更及び前二号に掲げる変更に係るもの）

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更

五 行政府は、前項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二節 公益法人の事業活動等

第一款 公益目的事業の実施等

（公益目的事業の収入）

第十四条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

（公益目的事業比率）

第十五条 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいいう。）が百分の五十以上となるよう公益目的事業を行わなければならない。

（遊休財産額の保有の制限）

第十六条 公益法人の毎事業年度における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行つた公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行つたもの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めた公認の額とし、当該事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めることにより算定した額を超えてはならない。

（前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その

他の業務若しくは活動のために現に使用されおらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。）

（寄附の募集に関する禁止行為）

人、使用人その他の従業者は、寄附の募集に関するもの価額の合計額をいう。

（寄附の募集に関する禁止行為）

は公益目的事業を行ふために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産（第三款 公益法人の計算等の特則（収益事業等の区分経理））

事業に関する会計は、公益目的事業に規定する計算書類等（以下「財産目録等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（報酬等）

何人も、公益法人の業務時間内は、いつでも、第一項に規定する書類、第二項各号に掲げる書類、定款、社員名簿及び一般社団・財團法人口法第二百二十九条第一項（一般社団・財團法人法第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等（以下「財産目録等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（財産目録等）

イ 監督処分等を受ける公益法人が第二十九条第一項第一号又は第四号のいずれかに該当するものである場合

ロ 第十三条第一項若しくは第二十四条第一項の規定による届出又は第二十二条第一項の規定による財産目録等の提出をしなかつたことを理由として監督処分等をしようとする場合

ハ 第四十六条第一項の勧告に基づいて監督処分等をしようとする場合

内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮詢しなければならない。ただし、委員会が諮詢を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一 第五条第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第十五号、第十七号、第十五号、第十六号、第十七号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合並びに第五条第三号及び第十五号、第七号及び第一項並びに第二項第四号及び第六号、第十一条、第十二条及び第十三号、第十三号第一項（第二号を除く。）、第十五条各号、第十六号、第十七条、第十八号を除く。）、第十九号、第二十号及び第二十一号、第二十二号第一項及び第二項、第二十二条第一項、第二十七号第一項、第三十条第二項第三号（第二十五条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項、次条第一項並びに第四十条第二項の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合

二 第六十条の規定による指示を行おうとする場合

内閣総理大臣は、第一項第一号に規定する处分、第二十八条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の規定による公益認定の取消しについての審査請求に対する裁決をしようとする場合に、委員会に諮詢しなければならない。ただし、委員会が諮詢を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一 審査請求が不適法であるとして却下する場合

二 審査請求をした一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合

三 第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督処分等についての審査請求である場合

（答申の公表等）

四 第四十五条 委員会は、諮詢に対する答申をしたときは、内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、当該勧告の内容を公表しなければならない。

二 委員会は、前項の答申をしたときは、内閣総理大臣に対し、当該答申に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

（内閣総理大臣による送付等）

四 第四十五条 内閣総理大臣は、第十三条第一項から第三項までの規定による届出に係る書類の写し及び第二十二条第一項の規定により提出を受けた財産目録等の写しを委員会に送付しなければならない。

内閣総理大臣は、第三十一条の規定により許可された行政機関が述べた意見（公益法人が第六条第三号又は第四号に該当する事由に係る意見を除く。）を委員会に通知しなければならない。

内閣総理大臣は、委員会に諮詢しないで次に掲げる措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。

一 公益認定の申請、第十二条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分（行政手続法第七条の規定に基づく拒否を除く。）

二 監督処分等（次条第一項の勧告に基づく監督処分等を除く。）

三 第四十三条第二項第一号の政令の制定又は改廃の立案及び同号の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合

（委員会による勧告等）

四 第四十三条第三項に規定する審査請求に対する裁決（審査請求が不適法であることによる却下の裁決を除く。）

五 第六十条の規定による指示

（合議制の機関への諮詢）

四 第四十六条 委員会は、前項第一号若しくは第二項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第二十七条第一項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第二十九条第一項第二号若しくは第三号又は第二項各号のいずれかに該当するかどうかを審査しな必要があると認めるときは、第二十八条第一項の規定による他の機関が政令で定める基準に従い」と、同項第二号ハ中「第二十七条第一項」とあるのは「第五十四条第一項」とあるのは「第五十五条第一項」と、同項第三号中「委員会」にとあるのは「合議制の機関」とあるのは「第五十六条第一項」と、同項第三号中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（合議制の機関による勧告等）

五 第五十四条 第四十六条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第五十三条第二項において準用する前条第一項若しくは第二項」と、「第五十九条第一項」とあるのは「第五十九条第二項」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（資料提出その他の協力）

六 第五十五条 第四十七条の規定は、合議制の機関について準用する。

（情報の提供）

七 第五十六条 行政官は、この法律の施行のため必要な者に照会し、又は協力を求めることができるものとする。

（協力依頼）

八 第五十七条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

三 第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督処分等についての審査請求である場合

（答申の公表等）

四 第四十五条 内閣総理大臣は、第十三条第一項から第三項までの規定による届出に係る書類の写し及び第二十二条第一項の規定により提出を受けた財産目録等の写しを委員会に送付しなければならない。

内閣総理大臣は、第三十一条の規定により許可された行政機関が述べた意見（公益法人が第六条第三号又は第四号に該当する事由に係る意見を除く。）を委員会に通知しなければならない。

内閣総理大臣は、委員会に諮詢しないで次に掲げる措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。

一 公益認定の申請、第十二条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分（行政手続法第七条の規定に基づく拒否を除く。）

二 監督処分等（次条第一項の勧告に基づく監督処分等を除く。）

三 第四十三条第二項第一号の政令の制定又は改廃の立案及び同号の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合

（委員会による勧告等）

四 第四十六条 委員会は、前項第一号若しくは第二項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第二十七条第一項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第二十九条第一項第二号若しくは第三号又は第二項各号のいずれかに該当するかどうかを審査しな必要があると認めるときは、第二十八条第一項の規定による他の機関が政令で定める基準に従い」と、同項第二号ハ中「第二十七条第一項」とあるのは「第五十四条第一項」とあるのは「第五十五条第一項」と、同項第三号中「委員会」にとあるのは「合議制の機関」とあるのは「第五十六条第一項」と、同項第三号中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（合議制の機関による勧告等）

五 第五十四条 第四十六条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第五十三条第二項において準用する前条第一項若しくは第二項」と、「第五十九条第一項」とあるのは「第五十九条第二項」と、同項及び同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（資料提出その他の協力）

六 第五十五条 第四十七条の規定は、合議制の機関について準用する。

（情報の提供）

七 第五十六条 行政官は、この法律の施行のため必要な者に照会し、又は協力を求めることができるものとする。

（協力依頼）

八 第五十七条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

三 第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督処分等についての審査請求である場合

（答申の公表等）

四 第四十五条 内閣総理大臣は、第十三条第一項から第三項までの規定による届出に係る書類の写し及び第二十二条第一項の規定により提出を受けた財産目録等の写しを委員会に送付しなければならない。

内閣総理大臣は、第三十一条の規定により許可された行政機関が述べた意見（公益法人が第六条第三号又は第四号に該当する事由に係る意見を除く。）を委員会に通知しなければならない。

内閣総理大臣は、委員会に諮詢しないで次に掲げる措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。

一 公益認定の申請、第十二条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分（行政手続法第七条の規定に基づく拒否を除く。）

二 監督処分等（次条第一項の勧告に基づく監督処分等を除く。）

三 第四十三条第二項第一号の政令の制定又は改廃の立案及び同号の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合

（委員会による勧告等）

四 第四十六条 委員会は、前項第一号若しくは第二項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第二十七条第一項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第二十九条第一項第二号若しくは第三号又は第二項各号のいずれかに該当するかどうかを審査しな必要があると認めるときは、第二十八条第一項の規定による他の機関が政令で定める基準に従い」と、同項第二号ハ中「第二十七条第一項」とあるのは「第五十四条第一項」とあるのは「第五十五条第一項」と、同項第三号中「委員会」にとあるのは「合議制の機関」とあるのは「第五十六条第一項」と、同項第三号中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（合議制の機関による勧告等）

五 第五十四条 第四十六条の規定は、合議制の機関について準用する。

（情報の提供）

六 第五十五条 第四十七条の規定は、合議制の機関について準用する。

（協力依頼）

七 第五十六条 行政官は、この法律の施行のため必要な者に照会し、又は協力を求めることができるものとする。

（協力依頼）

八 第五十七条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(税制上の措置)

第五十八条 公益法人が行う公益目的事業に係る活動が果たす役割の重要性にかんがみ、当該活動を促進しつつ適正な課税の確保を図るため、公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する所得課税に關し、所得税、法人税及び相続税並びに地方税の課税についての必要な措置その他所要の税制上の措置を講ずるものとする。(権限の委任等)

第五十九条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限(第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財團法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。次項において同じ。)を委員会に委任する。

2 行政庁が都道府県知事である場合には、第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさどる職員」とする。

(都道府県知事への指示)

第六十条 内閣総理大臣は、この法律及びこれに基づく命令の規定による事務の実施に関して地域間の均衡を図るために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二十八条第一項の勧告若しくは同条第三項の規定による命令又は第二十九条第二項の規定による公益認定の取消しその他の措置を行うべきことを指示することができる。(政令への委任)

第六十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第六十二条 次のいずれかに該当する者は、六月以下のお懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けた者

二 第十一条第一項の変更の認定を受けないで同項第一号又は第二号に掲げる変更(行政庁の変更を伴うこととなるものに限る。)をした者

三 第十一条第一項の変更の認定を受けないで同項第一号又は第三号に掲げる変更(第二十九条第二項第一号に該当することとなるものに限る。)をした者

第六十三条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第四項の規定に違反して、公益社団法人又は公益財團法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

二 第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財團法人であると誤認され

るおそれのある名称又は商号を使用した者

三 第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財團法人であると誤認され

るおそれのある名称又は商号を使用した者

四 第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財團法人であると誤認され

るおそれのある名称又は商号を使用した者

五 第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財團法人であると誤認され

るおそれのある名称又は商号を使用した者

六 第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財團法人であると誤認され

るおそれのある名称又は商号を使用した者

七 第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財團法人であると誤認され

るおそれのある名称又は商号を使用した者

八 第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財團法人であると誤認され

るおそれのある名称又は商号を使用した者

九 第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財團法人であると誤認され

るおそれのある名称又は商号を使用した者

十 第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財團法人であると誤認され

るおそれのある名称又は商号を使用した者

十一 第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財團法人であると誤認され

るおそれのある名称又は商号を使用した者

十二 第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財團法人であると誤認され

るおそれのある名称又は商号を使用した者

十三 第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財團法人であると誤認され

るおそれのある名称又は商号を使用した者

十四 第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財團法人であると誤認され

るおそれのある名称又は商号を使用した者

十五 第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財團法人であると誤認され

るおそれのある名称又は商号を使用した者

十六 第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財團法人であると誤認され

るおそれのある名称又は商号を使用した者

下この号において同じ。)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附 則

(施行期日)

八六号

抄

(平成二五年一月二七日法律第八六号)

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十四条

この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(平成二六年六月一三日法律第六九号)

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条

この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六条

この法律による改正前の法律の規定によ

り不服申立てに對する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな

いこととされる事項であつて、当該不服申立てに係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第七条

(訴訟に関する経過措置)

この法律による改正前の法律の規定によ

り不服申立てに對する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな

いこととされる事項であつて、当該不服申立てに係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第八条

(訴訟に関する経過措置)

この法律による改正前の法律の規定によ

り不服申立てに對する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな

いこととされる事項であつて、当該不服申立てに係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第九条

(訴訟に関する経過措置)

この法律による改正前の法律の規定によ

り不服申立てに對する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな

いこととされる事項であつて、当該不服申立てに係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第十条

(訴訟に関する経過措置)

この法律による改正前の法律の規定によ

り不服申立てに對する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな

いこととされる事項であつて、当該不服申立てに係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第十一条

(訴訟に関する経過措置)

十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定(公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する)。

取消しの訴えの提起については、なお従前の例

3 による
不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他
他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の

の例による。

第九条 (罰則に関する経過措置) この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりならず前二条の別表に定める事項

第五条及び前二条の規定によつてお彼前の係によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお前前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則（令和元年二月一日法律第七号）

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。
一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第

二百六十九条の改正規定（「第六十八条第二項」を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）

第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第一項及び付則第四条の文三見三、第四十一号

二項及び附則第四条の改正規定 第四十一條中
保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規
定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する

法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十二条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機

構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及

び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項

二 次
改正規定並びに第一百一十四条及び第一百一十五条の規定
条の規定 公布の日

三二 略
第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（並びに

第一百三十二条を「、第一百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分に限る。)第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前見出しを削る改正規定、同

「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」（）とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条において準用する商業登記法（）と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第九条において準用する商業登記法（）と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第二百二条の十の改正規定、同法第二百二条の十一の改正規定（第十七条から）の九十条において準用する商業登記法第一百四十五条」と読み替える」に改める部分を除く）、同法第一百条の四、第一百一条の二十第一項、第一百条第一項及び第二百二条の十の改正規定、同法第二百二条の十一の改正規定（第十七条から）を下に「第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四条及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「、商業登記法（）とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百四十六条の二中「商業登記法（）とあるのは「金融商品取引法第二百二条の十一において準用する商業登記法（）と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第二百二条の十一において準用する商業登記法（）と読み替える」に改める部分を除く。」並びに同法第百四十五条第一項及び第二百四十六条の改正規定、第二百二十七条中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条から第二十四条の二までの改正規定及び同法第二十五条の改正規定（第二十三条の二まで、）を「第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十二条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。」、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項の改正規定（「第三百五条第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」と）を削り、「第百七十五条」とする法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第

第三百条」と、同条第四項中、「取締役会設置会社」であるのは「相互会社」と、「第三百十一条第四項及び第三百十二条第五項」を「三百十一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面」(保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)にと、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同を削る部分を除く。」同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(「第四十八条」を「第五十一条」に改定(「第四十七条」を「第五十二条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「登記」に、「第一百四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第二項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法第五十五条第一項中「この法律に」とあるのは「保険業法(平成七年法律第百五号)第六十七条において準用する商業登記法」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社法」(「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第百四十五条」と、同法第一百四十八条第一項)とあるのは「保険業法(平成七年法律第百五号)第六十七条において準用する商業登記法」と、「この法律に」とあるのは「保険業法法」(「この法律の施行」とあるのは「相互会社法」)にに関する登記に改める部分に限る)、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六条第一項の改正規定(「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条第一項及び第三項の改正規定(「第一号及び第二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に、「同法第十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と「加える部分を除く。」並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に「一号を加える改

一条の三第一項」に改める部分を除く。)、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定(「第十七条(第三項ヲ除ク)」を「第十七条」に改める部分に限る。)、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第十四号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定(「第十七条」に改める部分に限る。)、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第十四号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び同法第八十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第一款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第十九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定(「第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで、第百三十九条」に改める部分及び「、第九十六条の規定(同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定(前号に掲げる部分に限る。)並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。)、第十九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定(「第八項」の下に「、第三十八条の六」を加える部分を除く。)、第百条の規定(同条中

別表一 第五百九條

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

（施行期日）

定の施行の日
附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）

- 項、「」を削る部分に限る。)、第一百七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに第一百十一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規

八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業

-
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
 - 十五 國際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
 - 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
 - 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
 - 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
 - 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
 - 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
 - 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
 - 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
 - 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの
-